

## 室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領

### （貸出事業の目的）

第1条 室蘭市が所有する燃料電池自動車（トヨタ MIRAI・1台。以下「FCV」という。）を市内企業等へ貸し出す事業（以下「貸出事業」という。）は、市内企業等が業務等でのFCV活用の機会を通じ、その維持管理、走行性能及び利用実現性を体感することで企業等へのFCV導入の促進を図るとともに、水素利活用機器の普及を推進し、もって、室蘭グリーンエネルギータウン構想の実現に寄与することを目的とする。

### （貸出事業の実施期間）

第2条 貸出事業の実施期間は、平成29年8月10日から平成30年3月31日までとする。

### （貸出しの対象事業者）

第3条 FCVの貸出しの対象事業者は、市内に事業所を有する法人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）室蘭市の競争入札参加者資格者名簿に市内・準市内として登録されている法人

（2）登記事項証明書により事業所の所在が市内であることが確認できる法人

2 前項に定めるほか、FCVの貸出しの対象事業者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

（1）市税を滞納している法人

（2）消費税及び地方消費税を滞納している法人

（3）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する法人

（4）宗教法人及び政党その他の政治団体

（5）その他市長がFCVの貸出しをすべきではないと認める法人

### （費用負担）

第4条 FCVの貸出しは無料とし、燃料として使用する水素に係る費用は、第8条第1項の貸出証の交付を受けた事業者（以下「借受事業者」という。）の負担とする。なお、水素充填の価格は別表1に記載する価格とする。

### （貸出期間等）

第5条 FCVを貸し出す期間は、原則として、1週間以上2週間以下の期間（FCVの保守点検日及び市の公用等で使用する日がある場合はその日を除いて1週間以上2週間以下の期間）とする。

2 貸出期間中に市がFCVを使用する必要が生じた場合は、返却しなければならない。

### （運転者の対象範囲）

第6条 貸出事業によりFCVを運転できる者は、原則として、借受事業者に従事する21歳以上70歳未満の者で、かつ、免許取得から3年以上のものとする。

(借受申込み)

第7条 FCVの借受けを希望する事業者(以下「借受希望者」という。)は、次により、あらかじめ借受けを希望する期間、引渡・返却日時(市役所の開庁日及び執務時間とする。)その他借受けに必要な事項を明示して予約し、その後に借受申込み行うものとする。

(1) 借受希望者は、原則として借受を始めようとする日の10日前までに、借受けの希望を、市担当(経済部産業振興課)に連絡し、予約しなければならない。

(2) 市担当は、借受希望者からの借受けの希望を整理の上、FCVの貸出予定期間を決定し、速やかに借受希望者に連絡するものとする。

(3) 借受希望者は、原則として、FCVの使用を開始しようとする日の5日前までに燃料電池自動車借受申込書兼同意書(第1号様式)を市に提出しなければならない。

なお、室蘭市の競争入札参加資格者名簿登録法人以外の法人にあっては、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

ア 登記事項証明書(履歴事項又は現在事項全部証明書)

イ 市税の納税証明書(滞納無証明)又は市税納付状況調査同意書(市に納税義務がある場合)

ウ 国税の納税証明書(消費税及び地方消費税の滞納無証明書)

(貸出決定等)

第8条 市は、前条の借受申込みに対して、第3条の貸出しの対象事業者であること及び借受希望者又は運転者が次の各号のいずれにも該当しないことを確認したときは、FCVの貸出しを決定し、燃料電池自動車貸出証(第2号様式。以下「貸出証」という。)を交付するものとする。

(1) 運転者を代表する者(以下「代表運転者」という。)の運転免許証の写しの提示がないとき。

(2) 過去の貸出しにおいて、第17条各号に掲げる禁止行為があったとき。

(3) 過去の貸出しにおいて、この要領又はFCVが加入する損害保険契約の違反により自動車保険が適用されなかった事実があるとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 借受事業者は、室蘭グリーンエネルギータウン構想に賛同する旨を法人名とともに、借り受けたFCVに表示しなければならない。

3 事故、盗難、不返却、リコール、天災その他の借受事業者又は市のいずれの責によらない事由によりFCVを貸出しできないときは、第1項の貸出しの決定を取り消す。

4 FCVの引渡・返却場所は、原則として市役所本庁舎とする。

5 市は、FCVの貸出しに当たり、借受事業者又は代表運転者に、車両の運転、主な装置の操作、保管及び緊急時対応の方法などについて指導するものとし、市の指導を受けた者は、その他の運転者に対して、事前に同様の指導をしなければならない。

(借受内容の変更等)

第9条 借受事業者は、FCVの借受けの内容を変更し、又はFCVの借受けを中止しようとするときは、速やかに燃料電池自動車借受(内容変更・中止)届出書(第3号様式)を、市に提出しなければならない。ただし、引渡日時又は返却日時の変更については、市担当に連絡することとする。

2 市は、前項の届出書(中止に係るものを除く。)の提出があったときは、その理由及び内

容の確認し、適当を認めるときは、当該届出者へ燃料電池自動車内容変更貸出証（第4号様式。以下「変更貸出証」という。）を交付するものとする。

- 3 市は、第1項ただし書に基づく連絡があった場合は、速やかにその理由及び内容を確認し、適当と認めるときは、必要に応じて貸出証又は変更貸出証の内容を変更し、借受事業者にFCVの引渡又は返却の方法等を指示するものとする。

（貸出事業の中止等）

第10条 市は、事故その他やむを得ない事情があるときは、貸出事業を中止する。

- 2 前項の規定による中止により借受事業者又は借受希望者が被る損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

（点検整備及び確認）

第11条 市は、FCVについて、法定点検及び必要な整備を実施するものとする。

- 2 借受事業者は、FCVに備え付けの点検整備記録簿及び室蘭燃料電池自動車点検表（第5号様式）により、点検整備が実施されていること並びに車体外観及び付属品の検査によって車両に整備不良がないこと、水素の充填量を、確認するものとする。
- 3 市は、前項の確認によってFCVに整備不良等が発見された場合には、貸出しを中止することができるものとする。

（貸出証等の携帯等）

第12条 FCVの貸出しを受けてから市に返却するまでの間（以下「使用期間中」という。）、FCVを運転する者は、貸出証及び変更貸出証（以下「貸出証等」という。）を携帯しなければならない。

- 2 借受事業者は、貸出証等を紛失又は損傷したときは、直ちにその旨を市担当に連絡しなければならない。
- 3 市担当は、前項の連絡があった場合は、その理由及び内容を速やかに確認し、やむを得ないものと判断した場合は貸出証等を再交付するものとする。

（安全確保・管理責任）

第13条 借受事業者及び運転者は、使用期間中、道路交通法等の関係法令を遵守し、安全に十分配慮した運転に努めるとともに、善良な管理者の注意義務をもって、FCVの取扱説明書に従い、適正に使用し、保管しなければならない。

- 2 借受事業者及び運転者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
  - （1）計器に表示される水素残量及び走行可能距離を常に把握しながら計画的に走行し、又は、第15条に基づき水素を充填すること。なお、原則として、貸出期間中に1回以上、水素を充填することとし、可能な限り満充填に近い状態で返却するよう努めること。
  - （2）長時間又は夜間の保管は、施錠できる屋内又は柵等内など第三者の侵入ができない場所とすること。ただし、監視人等の配置など適切な管理体制が図られている場合はこの限りでない。
  - （3）随時及び返却前に、適切に清掃を行うなど、良好な状態の維持管理に努めること。なお、外装の洗浄は、必ず流水による手洗いとし、柔らかい布等により水分の拭き取ること。

(日常点検整備)

第 14 条 借受事業者及び運転者は、使用期間中に、FCV の使用前に道路運送車両法第 47 条の 2 (日常点検整備) に定める点検をしなければならない。なお、点検の結果、異常又は故障を発見した時は、第 22 条に基づき適切に措置しなければならない。

(水素の充填)

第 15 条 水素の充填は、室蘭移動式水素ステーション又は同等機能を有する水素ステーションで行わなければならない。

2 室蘭移動式水素ステーションで水素を充填する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 市担当は、予め借受事業者に水素充填可能日時を通知する。

(2) 借受事業者及び運転者は、前号の水素充填可能日時を参考に希望する日時を、室蘭移動式水素ステーションの運営管理を担う北海道エア・ウォーター株式会社(以下「ステーション運営管理者」という。)に、原則として 3 日前(土日祝日を除く。)までに予約する。ただし、緊急的に水素の充填が必要となった場合は、市担当及びステーション運営管理者と協議・調整の上、対応する。

ア 予約窓口 : 北海道エア・ウォーター株式会社室蘭支店

イ 予約電話番号 : 0143-55-8270

ウ 予約可能日時 : 平日 9:00~17:00

(3) 借受事業者及び運転者は、前号で予約した日時にステーション運営管理者が指定した場所にて水素を充填し、別表 1 の金額を現金支払いとして運営管理者に支払う。

(4) ステーション運営管理者は、水素料金を領収した場合は、その場で、借受事業者及び運転者に領収書を発行する。

3 室蘭移動式水素ステーション以外のステーションで充填する場合は、そのステーションの指示に従うものとする。

(運行記録等)

第 16 条 借受事業者及び運転者は、燃料電池自動車運転日誌(第 6 号様式)により、第 14 条に定める日常点検整備の結果並びに運転者、用途、乗員数、運行経路、使用時間及び運行距離等を記録しなければならない。また、写真等による使用状況の記録に努めなければならない。

(禁止行為)

第 17 条 借受事業者及び運転者は、使用期間中、FCV について次の行為をしてはならない。

(1) 市の承諾を受けることなく車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) 第 6 条に定める運転者以外の者に運転させること。

(3) 転貸し、又は他に担保の用に供するなど市の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) 自動車登録番号標又は車両番号標を偽造又は変造し、若しくは改造又は改装する等その原状を変更すること。

(5) 各種テスト又は競技等に使用し、若しくは他車の牽引又は後押しに使用すること。

(6) 車両内で、喫煙及び飲酒すること。

(7) 車両が記録している走行データ等を変更又は消去すること。

(8) 法令又は公序良俗に違反して車両を使用すること。

- (9) 市の承諾を受けることなく車両について損害保険に加入すること。
- (10) 日本国外に持ち出すこと。
- (11) 政治的又は宗教的活動に使用すること。
- (12) この要領、法令等に違反すること。
- (13) その他市長が不適切を認める行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)

- 第 18 条 借受事業者又は運転者は、使用期間中に道路交通法に定める違法駐車等をしたときは、自らの責任で適切に対応し、反則金及び違法駐車に伴う諸経費を負担しなければならない。
- 2 市は、警察から FCV について道路交通法に定める違法駐車等の連絡を受けたときは、借受事業者又は運転者に連絡するとともに、借受事業者又は運転者に係る個人情報を含む資料の提供のほか、警察に必要な協力を行う。
- 3 市が道路交通法に定める放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合その他必要な費用を負担した場合には、市は、借受事業者又は運転者に対し、当該費用を請求するものとし、借受事業者又は運転者は、市の指定する期日までに当該費用を支払わなければならない。

(返却責任)

- 第 19 条 借受事業者は、FCV を借受期間満了時まで所定の返却場所において市に返却しなければならない。
- 2 借受事業者が前項の規定に違反したときは、市に与えた一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 借受事業者は、天災その他の不可抗力により借受期間内に FCV を返却することができない場合には、市に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受事業者は直ちに市担当に連絡し、市の指示に従わなければならないものとする。

(返却時の確認等)

- 第 20 条 借受事業者は、可能な限り水素を満充填の状態、市が立会いのもとに車両、鍵及び貸出証を返却しなければならない。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返却しなければならない。また、合わせて車両運転日誌及び利用状況写真など参考資料を提出するものとする。
- 2 市は、第 14 条に定める日常点検整備が実施されていること、及び第 11 条に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によって車両に整備不良、損傷及び紛失等がないことを確認し、整備不良、損傷及び紛失等があった場合は、引渡しの状態に戻すよう借受事業者に指示するものとする。
- 3 借受事業者は、車両の返却に当たり、車両に借受事業者若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返却するものとし、市は、返却後においては、遺留品について保管の責を負わないものとする。

(不返却となった場合の措置)

- 第 21 条 市は、借受事業者が、借受期間が満了したにもかかわらず、FCV を返却せず、かつ、市の返却要求に応じないとき、又は借受事業者の所在が不明となる等の理由により不返却になったときは、法的措置をとるほか、FCV の所在を確認するため、関係者への聞き

取り等を含む必要な措置をとるものとする。

- 2 前項に該当することとなった場合、借受事業者は、第 26 条の定めにより市に与えた損害について賠償する責任を負うほか、市の FCV の回収及び借受事業者又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

（故障発見時の措置）

- 第 22 条 借受事業者又は運転者は、使用期間中に車両の異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、市担当及び FCV が加入する保険会社（以下「保険会社」という。）に連絡するとともに、市及び保険会社の指示に従わなければならないものとする。

（事故発生時の措置）

- 第 23 条 借受事業者又は運転者は、使用中に FCV に係る事故が発生した時は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとらなければならない。

（1）直ちに事故の状況等を市担当及び保険会社に報告し、その指示に従うこと。

（2）前号の指示に基づき車両を修理する場合は、市が認めた場合を除き市の指定する工場で行うこと。

（3）事故に関し市及び保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類を遅延なく提出すること。

（4）事故に関し相手方と示談その他合意をする時は、あらかじめ市の承認を受けること。

- 2 市は、借受事業者又は運転者に対し事故処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

（盗難発生時等の措置）

- 第 24 条 借受事業者又は運転者は、使用期間中に FCV の盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとらなければならないものとする。

（1）直ちに最寄の警察に通報すること。

（2）直ちに被害状況等を市担当に連絡し、市の指示に従うこと。

（3）盗難、その他の被害に関し市及び保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅延なく提出すること。

（使用不能による貸出の終了）

- 第 25 条 使用期間中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という。）により FCV が使用できなくなった時は、貸出は終了するものとする。

- 2 借受事業者又は運転者は、前項の場合、FCV の引取り及び修理等に要する費用を負担するものとする。

- 3 故障等が借受事業者、運転者及び市のいずれの責にもよらない場合は、市は前項の費用負担を求めないものとする。

- 4 借受事業者及び運転者は、FCV を使用できなかったことにより生ずる損害について、市に対し、いかなる請求もできないものとする。

（賠償及び市使用補償）

- 第 26 条 借受事業者は、FCV の使用に関し第三者又は市に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。ただし、市の責に帰すべき事由による場合を除く。

2 前項の市の損害のうち、事故、盗難、借受事業者又は運転者の責に帰すべき事由による故障、汚損・臭気等により市がFCVを利用できないことによる損害については市の定める賠償額によるものとし、借受事業者はこれを支払うものとする。

(保険及び補償)

第27条 借受事業者が前条第1項の賠償責任を負うときは、FCVが加入する損害保険契約により、次の限度内の保険金が支払われる。ただし、当該保険の免責事由に該当するとき、この要領に違反したときは、この限りでない。

(1) 対人補償 無制限

(2) 対物補償 無制限(免責金額:0円)

(3) 人身補償 5,000万円

(4) 車両補償 一般条件705万円(免責金額:1回目0万円、2回目以降10万円)

2 保険金が支払われない損害及び前項の損害保険契約により支払われる保険金を超える損害については、借受事業者の負担とする。

3 市が借受事業者の負担すべき損害を支払ったときは、借受事業者は、直ちに市の支払額を市に弁済するものとする。

(貸出しの中止)

第28条 市は、借受事業者又は運転者が使用期間中にこの要領に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、何らの通知、催告を要せず貸出しを中止し、直ちにFCVの返却を請求することができるものとする。

(個人情報の利用目的)

第29条 市が借受事業者又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

(1) FCVの貸出しに関する事務を遂行するため

(2) 借受事業者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため

(3) FCVの利用に関し、アンケート調査等を実施するため

(4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため

2 前項各号に定める目的以外の目的で借受事業者又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその目的を明示して行うものとする。

(遅延損害金)

第30条 借受事業者は、この要領に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、市に対し年5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(補則)

第31条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとし、その場合において、市は借受事業者に対して、その内容を提示するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。